

1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございます。1月は固定資産税（償却資産）の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【 ホームページ】

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

<eLTAX 1月の運用日時> (eLTAXホームページから引用)

電子申告システム運転時間：● 0:00~24:00 ○ 8:30~24:00 × 休止中

1月						
月	火	水	木	金	土	日
		1 ×	2 ×	3 ×	4 ○	5 ●
6 ○	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●	12 ●
13 ○	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●	19 ●
20 ○	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●	26 ●
27 ○	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●		

(参考)【通常利用時間】

8時30分~24時（土・日・休日、年末年始12/29~1/3を除く）

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【納税】 所管都税事務所の徴収管理班

【申告、申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当班

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。